

議案第207号

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市における自動車等の駐車需要の変化に対処し、公共交通を主軸とした総合交通体系の構築を推進するため、都心部における駐車施設の附置場所及び規模の特例を定めるとともに、駐車施設を附置すべき建築物の対象地域を拡大する等の必要があるによる。

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「自動車」の次に「(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。)を除く。以下同じ。)」を加え、同項ただし書中「駐車場整備地区等における鉄道の駅(都市計画の決定がされているものを含む。)の乗降客用出入口から150メートル以内の区域にある建築物及び」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 次の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(い)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(う)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(え)欄により算定した台数を合計した台数以上の自動二輪車を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。ただし、規則で定めるものの用に供する建築物で、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(あ)	(い)	(う)	(え)
地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
商業地域，近隣商業地域	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台
		特定部分（百貨店その他の店舗の用に供する部分を除く。）の延べ面積が5,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して5,000平方メートルまでごとに1台

2 前項の表の（あ）欄に掲げる地区又は地域内において、（う）欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行うことにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の自動二輪車を収容することができる駐車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。

(1) 増築又は大規模の修繕等をした後の建築物を新築したものとみなして前項の規定を適用した場合に設けなければならないこととなる駐車施設に収容すべき自動二輪車の台数

(2) 増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物を新築したものとみなして前項の規定を適用した場合に設けなければならないこととなる駐車施設に収容すべき自動二輪車の台数又は増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物についてこの条例の規定により設けなければならなかつた駐車施設に収容すべき自動二輪車の台数のいずれか多い台数  
第4条中「駐車場整備地区」を「商業地域」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（自動二輪車の台数に関する取扱い）

第5条の2 第3条の2の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動二輪

車の台数を5で除した台数（当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た台数）は、第3条の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動車の台数に含めることができる。

第6条中「及び第4条」を「から第4条まで」に改める。

第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第3条の2の規定により設けなければならない駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき、幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上であり、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。

第7条第6項中「前各項」を「第1項、第2項、第4項及び第5項」に改める。

第8条第1項中「第3条」の次に「及び第3条の2」を加え、「同条」を「これら」に改め、「場所」の次に「又は交通混雑の緩和その他円滑な交通の確保に資するとして市長が別に定める場所（いずれも交通混雑が著しい地域として規則で定める地域（以下「指定地域」という。）を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、当該駐車施設に係る維持管理の実施状況について、市長に報告しなければならない。

第8条の次に次の2条を加える。

第8条の2 第3条及び第3条の2の規定により駐車施設を設けなければならない建築物が指定地域内にあるときは、第3条、第3条の2及び前条の規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所又は交通混雑の緩和その他円滑な交通の確保に資するとして市長が別に定める場所（いずれも指定地域を除く。）に当該駐車施設を設けることができる。

2 第3条及び第3条の2の規定により駐車施設を設けなければならない建築物が指定地域から200メートル以内の場所（指定地域を除く。）にあるときは、第3条、第3条の2及び前条の規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね300メートルに200メートルから当該建築物の敷地から指定地域までの距離を減じて得た距離を加えた距離以内の場所又は交通混雑の緩和その他円滑な交通の確保に資するとして市長が別に定める場所（いずれも指定地域を除く。）に当該駐車施設を設けることができる。

3 第1項の場合において、指定地域内に当該駐車施設を設けることが周辺の道路の安全及び円滑な交通の確保に資すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、指定地域内に当該駐車施設を設けることができる。

4 第1項及び第2項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に申請してその承認を受けなければならない。

5 第1項から第3項までの規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、当該駐車施設に係る維持管理の実施状況について、市長に報告しなければならない。

(公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例)

第8条の3 第3条の規定により駐車施設を設け、又は設けようとする当該駐車施設の所有者又は管理者が、建築物の利用者に対して公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講じた場合であつて、当該駐車施設の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせないとおそれがないと市長が認めたときは、規則で定めるところにより、当該駐車施設に収容すべき自動車の台数を減じることができる。

2 前項の規定により駐車施設に収容すべき自動車の台数を減じようとする当該駐車施設の所有者又は管理者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画（以下この項において「公共交通利用促進計画」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、また同様とする。

3 前項の承認を受けて設けられた駐車施設の所有者又は管理者が、公共交通利用促進措置の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項の承認を受けて設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第2項の承認を受けて設けられた駐車施設の所有者又は管理者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。

(2) 第2項後段の規定に違反したとき。

(3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された駐車施設の所有者又は管理者は、第3条の規定に適合するように駐車施設を設けなければならない。

第9条第2項中「及び第4条」を「から第4条まで」に改める。

第10条及び第12条中「, 第4条」を「から第4条まで」に改め、「第8条」の次に「から第8条の3まで」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。